

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 一 一 三 号

内閣衆質一七六第一三号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員石川知裕君提出特別捜査部の行う捜査の可視化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石川知裕君提出特別捜査部の行う捜査の可視化に関する質問に対する答弁書

一について

被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについては、その実現に向けて取り組むこととしており、法務省内の勉強会等において、幅広い観点から着実に検討を進めている段階である。同勉強会が本年六月に取りまとめた「被疑者取調べの録音・録画の在り方について」これまでの検討状況と今後の取組方針」において、録音・録画が捜査・公判の機能に与える影響等について、国内外の幅広い調査を実施した上、その成果等を踏まえ、対象事件を含む可視化の具体的な在り方について検討を行うこととしている。

二から四までについて

任意の被疑者取調べ及び参考人取調べにおいて録音機器の持込みを認めるかどうかは、従前から、検察官において、関係者の名誉及びプライバシーの侵害や罪証隠滅のおそれを考慮し、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。